

粒子状物質等を増大させる燃料の使用禁止 販売禁止

第57条

第59条

自動車や建設作業機械などは、使用する燃料によって排出ガスの性状が変化する場合があります。粒子状物質などの大気汚染物質の排出量を増大させないため、燃料の使用や販売に関する規制を定めています。

■ 義務の内容は

重油や、軽油に重油を混和した燃料などを

- 1 自動車や建設作業機械などの燃料として使用することを禁止します。
「義務を負う者」運行責任者や建設作業機械などを使用する事業者
- 2 建設作業機械などの燃料として販売することを禁止します。
「義務を負う者」建設作業機械等用燃料の販売者

■ 対象地域は

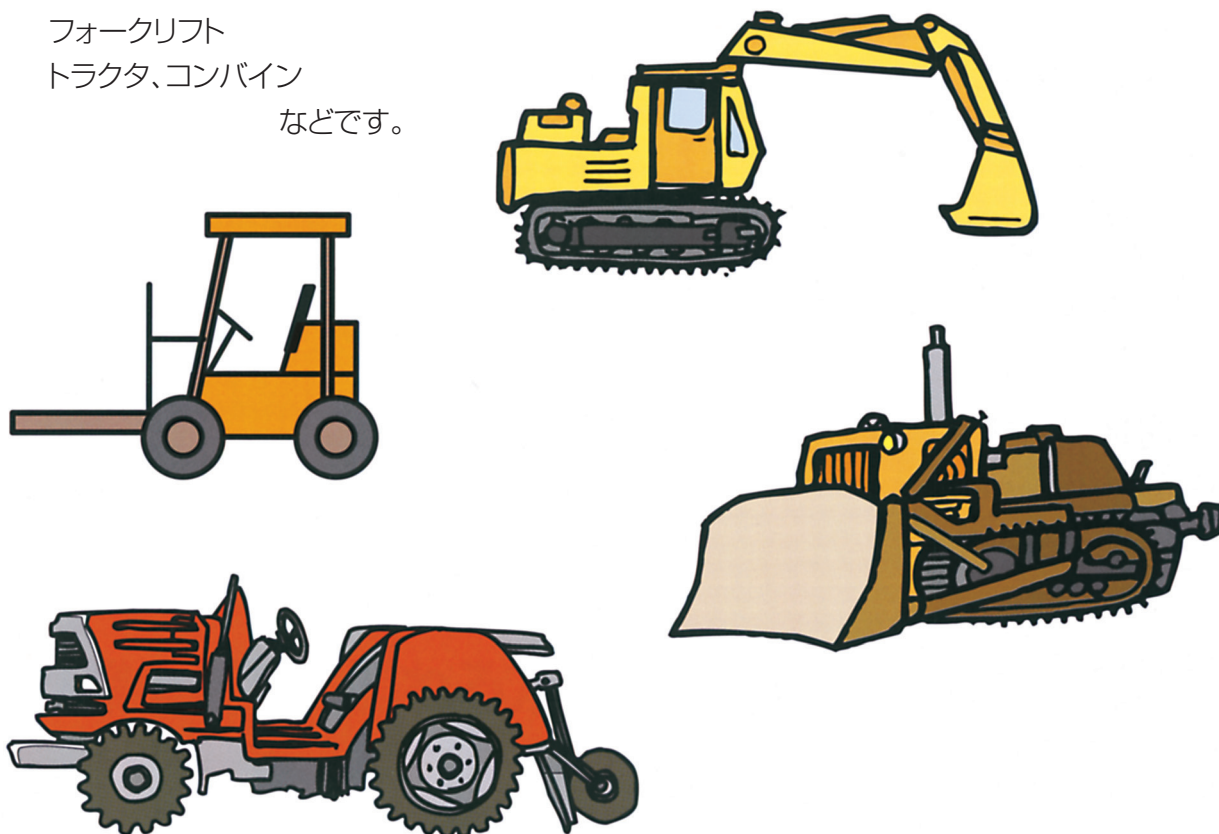
都内全域(島しょを除く。)

■ 建設作業機械とは

建設機械	ブルドーザー
	ショベル・ローダー
産業機械	フォークリフト
農業機械	トラクタ、コンバイン

などです。

(例)



■ 条例違反には

違反すると認めるときは、使用禁止命令又は販売禁止命令を出します。
命令に従わないときには、違反者の公表、罰則(50万円以下の罰金)を受けることがあります。